

## 20 東京医科歯科大学難治疾患研究所と立教大学大学院理学研究科及び理学部との連携・協力に関する協定書（抜粋）

東京医科歯科大学難治疾患研究所と立教大学大学院理学研究科及び理学部とは、相互の教育研究資源の有効活用を図り、学生交流を推進することにより、教育研究の質の向上を図り、社会貢献に寄与することを目的として、次の連携・協力に関する協定を締結する。

- 1 学生を受け入れる大学（以下「受入大学」という。）は、この協定書に基づき受け入れた学生（以下「受入学生」という。）に対し、教育上必要な助言を与え、また協力するため学生を受け入れることができるものとする。
- 2 受入学生の身分は、受入大学において定めるところによるものとする。
- 3 受入大学は、教育研究上支障がない範囲の人数において、学生を受け入れるものとする。
- 4 学生を派遣する大学（以下「派遣大学」という。）は、受入学生を別に定める様式に基づき、受入大学の部局長あてに依頼するものとし、受入大学の部局長は、依頼のあった学生の受入について決定したときは、派遣大学の部局長あてに通知するものとする。
- 5 受入大学は、受入学生に対し、教育上必要とする施設・設備の利用の便宜を供与するものとする。
- 6 派遣大学は、学生に対し、受入大学の規則等を遵守するよう指導するものとする。
- 7 受入大学は、受入学生の入学料及び授業料等は徴収しないものとする。ただし、使用する事務用品類については、学生負担とする。
- 8 派遣大学は、学生に対し、学生教育研究災害傷害保険等の傷害保険及び損害保険に加入することを義務付ける。
- 9 受入大学は、本協定書に基づき知り得た個人情報を、第三者に開示及び漏洩してはならない。ただし、法令等に基づき行政機関等から当該個人情報の開示を求められた場合にあっては、両大学による協議の上、開示することができるものとする。
- 10 受入大学は、受入学生が受入期間中に成果として得た発明等について報告させるとともに、当該発明等に係る知的財産権の帰属については、両大学が協議して定めた方法により処理するものとする。
- 11 両大学は、事前の書面による同意なしに、受入学生に対して、当該発明等を第三者へ開示させてはならない。
- 12 両大学は、本協定書に基づく連携・協力により相手方大学から知り得た情報について、第三者に開示及び漏洩してはならない。ただし、事前に書面により、当該情報を開示する範囲や方法について相手方大学の承諾を得ている場合には、この限りではない。
- 13 受入大学は、受入学生が指示に従わない場合、又は受入の実施に当たり業務に支障をきたした場合は、両大学による協議の上、受入を中止するものとする。
- 14 この協定書の有効期間は、締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、両大学において異議がないときは、本協定は同一条件で更に 1 年間更新されるものとし、以

後同様とする。

- 15 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じたときは、両大学が協議してこれを定める。